

公益社団法人宮城県防犯協会連合会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人宮城県防犯協会連合会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を宮城県多賀城市鶴ヶ谷に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、県内各地区防犯協会と相互の連絡協調を図り、効果的な防犯活動を推進するとともに、県民の防犯思想を高め、もって「犯罪のない明るく、住みよい地域社会」の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 安全・安心まちづくり等推進事業

- ア 防犯団体相互の連絡調整並びに各団体が行う防犯活動に対する協力援助
- イ 防犯対策の調査研究及び指導並びに防犯思想の啓発宣伝
- ウ 青少年の非行防止と健全育成に関する活動
- エ 覚せい剤等薬物乱用防止に関する活動
- オ 銃器対策、暴力団排除等の社会環境の浄化に関する活動
- カ 犯罪の予防検挙に対する協力援助
- キ 表彰及び保険制度の加入事業
- ク 防犯施設の拡充整備
- ケ 自転車防犯登録事業

(2) 風俗環境浄化事業

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 39 条第 2 項各号に掲げる事業

- ア 風俗環境に関する苦情処理
- イ 風俗に関する法令遵守のための啓発活動
- ウ 少年指導委員に対する活動援助
- エ 善良の風俗の保持及び風俗環境浄化並びに少年の健全育成に資するための民間の自主的な組織活動に対する協力援助
- オ 宮城県公安委員会から委託を受けた講習、調査の実施
- カ 上記の事業に附帯する事業

(3) 物品斡旋等事業

ア 古物営業適正化事業

イ 物品斡旋事業

(4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、宮城県内において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 会 員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員 宮城県内の各地区防犯協会連合会

(2) 協会員 この法人の事業を協助するため入会した団体

(3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）上の社員とする。

(入 会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

2 入会は、総会において定める入会及び退会の基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会 費)

第8条 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める「会費等取扱規程」に基づき、会費を支払わなければならない。

2 協会員及び賛助会員は、「会費等取扱規程」に基づき、会費を納入しなければならない。

3 前2項の会費について、その2分の1以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款又は規則等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(2) 2年間以上会費を滞納したとき。

(3) 総正会員の同意があったとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

2 資格喪失者は、会員証、プレート等を返納しなければならない。

3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の年会費及びその他の拋出金品は、これを返還しない。

第3章 総 会

(構 成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第14条 総会は、この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する事項を決議する。

2 総会は、次の事項を決議する。

(1) 役員を選任及び解任

(2) 役員報酬等の額

(3) 定款の変更

(4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

(5) 入会の基準及び会費

(6) 会員の除名

(7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲り受け

(8) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

(9) 事業の全部若しくは一部の譲渡又は廃止

(10) 前各号に定めるもののほか、その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第15条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 通常総会は、毎年度5月に1回開催する。

3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招 集)

第16条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号の場合には、請求の日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも2週間前までに会員に通知しなければならない。

(議 長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(議 決 権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定 足 数)

第19条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第20条 総会の決議は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第21条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議 事 録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるほか、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会が開催された日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員数及び理事、監事の氏名

- (4) 議長の氏名
- (5) 議決事項
- (6) 議事の経過の概要及びその結果
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、当該総会において選任された議事録署名人が署名押印しなければならない。

(議事の経過及びその結果の報告)

第 23 条 議長は、欠席した正会員に対して、書面をもって議事の経過及びその結果の概要を遅滞なく報告するものとする。

第 4 章 役 員 等

(種類及び定数)

第 24 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 5 名以上 10 名以内
- (2) 監 事 3 名

2 理事のうち、1 名を会長とし、2 名を副会長、1 名を専務理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 9 1 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(選 任 等)

第 25 条 理事及び監事は総会の決議によって各々選出する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、この法人を代表し、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会が予め決定した順序によって、その職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行し、副会長が欠けたとき又は副会長に事故があるときは、副会長の業務執行に係る職務を代行する。

5 会長、副会長、専務理事の権限は、理事会で別に定める「理事職務権限規程」による。

6 会長、副会長、専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任 期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第29条 役員は、次のいずれかに該当する場合には、いつでも総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報 酬 等)

第30条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 報酬を受ける役員、報酬の額については、総会の決議により別に定める「役員の報酬等及び費用に関する規程」による。

(名誉会長及び顧問等)

第31条 この法人に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び参与は、理事会の決議によって任期を定め、たうえで選任する。

3 名誉会長、顧問及び参与は、理事会の決議によって解任することができる。

4 名誉会長、顧問及び参与は、会長の相談に応じ、又は理事会の諮問に応じて意見を述べることができる。

5 名誉会長、顧問及び参与は無報酬とする。

第5章 理 事 会

(設 置)

第32条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 33 条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選任及び解任

(種類及び開催)

第 34 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎年度 5 月及び 3 月の年 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第 35 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第 3 項第 3 号による場合は、その請求をした理事が、前条第 3 項第 4 号後段による場合は、その請求をした監事が、理事会を招集する。

3 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求のあった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第 36 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(定 足 数)

第 37 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第 38 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 39 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 40 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 26 条第 6 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長、副会長及び監事はこれに署名押印しなければならない。ただし、会長及び副会長の選任を行う理事会については、他の出席した理事も署名押印する。

(理事会運営規程)

第 42 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める「理事会運営規程」による。

第 6 章 委 員 会

(委員会)

第 43 条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員、学識経験者等のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により定める。

第 7 章 財産及び会計

(財産の種別)

第 44 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「公益認定法」という。）第 5 条第 16 号に規定する、第 4 条の公益目的事業を行うために不可欠なものとして特定された財産
- (2) その他理事会で基本財産とすることを決議した財産
- (3) 公益法人への移行日以後に基本財産又は公益目的不可欠特定財産として寄附された財産

3 この法人の設立時の基本財産は、設立時の財産目録で、公益目的不可欠特定財産及び前項第 2 号

の基本財産として特定された財産とする。

4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

5 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める「寄附金等取扱規程」による。

(基本財産の維持及び処分)

第45条 基本財産について、この法人は適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の議決を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第46条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、会長が理事会の議決により別に定める「財産管理運用規程」による。

(事業計画及び収支予算)

第47条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとし、これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会及び総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書

(5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の財産目録等については、毎事業年度の経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 この法人は、第1項の総会の終結後、直ちに法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第 49 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第 50 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議による。

第 8 章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第 51 条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。

- 2 公益認定法第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
- 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 52 条 この法人は、法令の定める事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 53 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合には、総会の決議により、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 54 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議により、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公 告

(公 告)

第 55 条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 56 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める「情報公開規程」による。

(個人情報の保護)

第 57 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める「個人情報管理規程」による。

第 11 章 事務局

(設置等)

第 58 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
3 事務局長その他の職員は、理事会の決議により会長が任免する。
4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、会長が総会の議決を得て別に定める。

第 12 章 補 則

(委任)

第 59 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。)第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2 この法人の最初の会長は井上恭司、副会長は姉齒和郎及び安達雄一、専務理事は三浦重信とする。
3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。